

# 勤務医師 賠償責任保険

## 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

この保険は、富山県医師会を契約者とする団体契約です。

**自動継続更新あり**



企業に守られている会社員と違い、勤務医は医師としての個人の専門性の高さから、所属医療機関の責任とは別に個人として医療事故リスクに責任を負っています。  
安心して医療に従事できるよう、安心できる補償をご検討ください。

申込締切日

2024年1月12日(金) 以降、随時中途加入可能

団体契約者

公益社団法人 富山県医師会

保険期間

2024年2月20日 午後4時から1年間

保険料取扱い

富山県医師信用組合もしくは北陸銀行の届出口座からの引き落としもしくは富山県医師信用組合専用口座へのお振込み

問い合わせ先

富山県医師協同組合 076-429-7185

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

取扱代理店：富山県医師協同組合

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとみなします。

# 勤務医師賠償責任保険

## 1. この保険は・・・

医師個人が日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、医師個人が負担する法律上の賠償責任を保険金額の範囲内で補償します。

## 2. お支払いする保険金は・・・

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
- ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)  
※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず相手方に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象にはなりません。

## 3. この保険にお入りいただく方(加入対象者)は・・・

原則として医療事故が発生した場合に、被害患者に対して法律上の賠償責任を負担する方で、病院・診療所に勤務されている医師の方に限ります。

病院・診療所をオーナー開設者として管理されている方は対象となりません。

加入資格： 本保険は公益社団法人富山県医師会を契約者とする団体契約ですので、ご加入にあたっては、加入者である医師本人または医療法人の代表者が公益社団法人富山県医師会の会員である必要があります。

※病院・診療所をオーナー開設者として管理されている方は、「団体医師賠償責任保険一般契約」でのご加入となりますので、取扱代理店である富山県医師協同組合までお問い合わせください。

## 4. 保険の対象者(被保険者)は・・・

この保険の被保険者は、「病院・診療所に勤務される医師」であり、医師本人も富山県医師会の会員である必要があります。勤務される病院等が複数ある場合でも、各々の病院における医療業務はすべて補償対象となります。

## 5. 保険金額の型と年間保険料

(保険期間1年・一括払・団体割引20%)

保険金額の型		1型	50型	100型	150型	200型
保険金額	対人1事故	100万円	5,000万円	1億円	1.5億円	2億円
	対人期間中	300万円	1.5億円	3億円	4.5億円	6億円
年間保険料	1名につき	4,000円	28,704円	40,664円	46,112円	51,568円

- 日本医師会A①、A②会員の方は1型のみでのご加入となりますのでご注意ください。
- 中途加入の場合は、2025年2月20日までの月割計算にて保険料を計算します。

## 6. 万一の事故の場合は・・・

事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)には、ただちに『富山県医師会医事紛争対策委員会 (076-429-4466)』までお知らせください。所定の用紙にて事故報告を行っていただき、富山県医師会を通じて損保ジャパンに事故通知がなされます。

富山県医師会では医事紛争対策委員会が医療事故に関して審議します。この医事紛争対策委員会は各科の代表の先生と専任の弁護士により構成されています。被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくこととなります。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。

また、その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときには、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。本保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

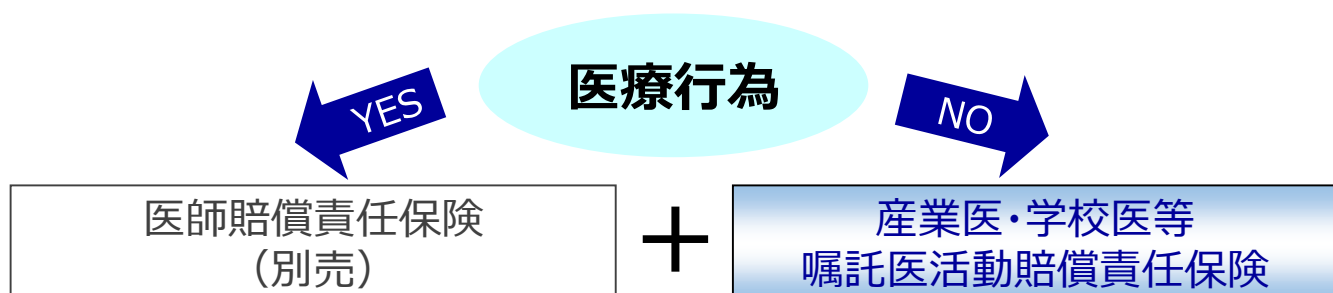
# 産 業 医 ・ 学 校 医 等 嘱 託 医 活 動 賠 償 責 任 保 険

## 1. この保険は・・・

産業医と、産業医の活動と類似性が高い医師(以下「嘱託医」)が行う行為のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで嘱託医が被る損害について、保険金をお支払いします。

「嘱託医」は以下①～④の活動をする医師の総称です。

- ①労働安全衛生法により定められた産業医
- ②国家公務員法・人事院規則により定められた健康管理医
- ③学校保健安全法により定められた学校医
- ④児童福祉法より定められた保育所等の嘱託医



医師賠償責任保険(別売)と産業医・学校医等 嘱託医活動賠償責任保険にご加入いただくことで、医療行為の有無にかかわらず、嘱託医の活動において損害賠償請求を受けた場合の補償をカバーすることができます。

## 2. お支払いする保険金は・・・

- ①法律上の損害賠償金(治療費、休業損害、慰謝料など)
  - ②争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)
- ※法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず相手方に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象にはなりません。

## 3. この保険にお入りいただく方(加入対象者)と保険の対象者(被保険者)は・・・

本保険は富山県医師会を契約者とする団体契約であるため、「富山県医師会の会員である勤務医」の方が加入対象者および被保険者となります。

※ただし日本医師会にて同内容の団体制度がすでに存在するため、日本医師会A会員は加入対象外となり、日本医師会A会員以外の勤務医の方のみがご加入対象となります。なお、富山県医師会の団体勤務医師賠償責任保険(引受保険会社：損保ジャパン)に加入されていることが条件となります。

## 4. 保険金額と年間保険料

(保険期間 1年・一括払)

保険金額		年間保険料 (1名につき)
対人1事故	1億円	5,000円
対人期間中	3億円	

■ 中途加入の場合は、2025年2月20日までの月割計算にて保険料を計算します。

## 5. 万一の事故の場合は・・・

7ページをご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

## この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：勤務医師賠償責任保険は賠償責任保険普通保険約款に医師特約条項、各特約条項・追加条項をセットしたものです。産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険は業務過誤賠償責任保険普通保険約款に嘱託医に関する特約条項をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人富山県医師会
- 保険期間：2024年2月20日午後4時から1年間となります。
- 募集締切日：2024年1月12日(金)
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
  - 加入対象者・被保険者：<勤務医師賠償責任保険>  
富山県医師会に所属する勤務医師および富山県医師会の会員が開設するあるいは管理者である医療機関に所属する勤務医師
  - <産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険>  
富山県医師会会員である勤務医のうち日本医師会A会員以外の方  
(富山県医師会団体勤務医賠償責任保険ご加入の方にかぎりませう。)
- お支払方法：富山県医師信用組合または北陸銀行の届出口座から年間保険料を一括で振替いたします。なお、書面による変更・中止のお申し出のないかぎり、指定口座より振替のうえ、自動継続契約更新させていただきます。口座振替を利用せず保険料のお振込みを希望される場合は、2024年3月19日(火)までに入金となるように、下記振込先までお振込みください。

【振込先】富山県医師信用組合 本店 普通 0030500 口座名義:トマケイシヨウカドクマイ ショウノケンゴ

※送金手数料は差し引かずにお振込みください。また、保険料の収納は、富山県医師協同組合が行います。

- お手続き方法：「加入申込書兼依頼書」に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、取扱代理店の富山県医師協同組合までご送付ください。加入申込書兼依頼書の記載内容(被保険者名、住所等)に誤りがないようご注意ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日までに富山県医師協同組合までお支払いください。保険期間は中途加入の保険期間開始日から2025年2月20日午後4時までとなります。
- 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の富山県医師協同組合までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

## 補償の内容

### <勤務医師賠償責任保険(医師賠償責任保険)の概要>

#### ●医師特約条項

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者（保険の補償を受けられる方）が負担する法律上の賠償責任を補償します。◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

### <勤務医師賠償責任保険の主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

#### ●損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要するケースが多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりませう。

#### ●刑事弁護士費用担保追加条項

医師賠償責任保険(医師特約条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

### <産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険の概要>

嘱託医として行う行為のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで嘱託医が被る損害について、保険金をお支払いします。

◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

# 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合

## 勤務医師賠償責任保険(医師賠償責任保険)

### 医療上の事故

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など(注2))をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>★保険期間中に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。</p> <p>(注1)争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。</p> <p>(注2)損保ジャパンの事前の承認が必要です。</p> <p>○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)</p> <p>○いかなる場合も医療機関の開設者の責任を肩代わりするものではありません。</p>	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</p> <p>など</p>

### 刑事訴訟に関する弁護士費用または訴訟費用

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>※次の費用はお支払いの対象外になります。</p> <p>①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用 ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用</p> <p>など</p>	<p>①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象 ③保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ④被保険者の有罪の確定(注)がなされた刑事事件 ⑤被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ⑥被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑦美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑧所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。</p> <p>など</p> <p>(注)有罪の確定・・・第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。</p>

## 産業医・学校医等嘱託医活動賠償責任保険

お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
<p>嘱託医業務上の事故のうち、医療行為以外の活動において不測の事故が発生し、損害賠償請求がなされたことで嘱託医が被る損害について、保険金をお支払いします。</p>	<p>①医療行為に起因する損害賠償請求 ②次に掲げるものの所有、使用または管理に起因する損害賠償請求 ア. 自動車、原動機付自転車または航空機 イ. 車両(注)、船舶または動物 (注)原動力がもっぱら人力である場合を除きます。 ③故意または重過失による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求 ④嘱託医としての業務の履行の追完もしくは再履行、嘱託医としての業務の結果自体の改善もしくは修補または嘱託医としての業務に関する対価の返還に起因する損害賠償請求 ⑤嘱託を受けていない間または嘱託が終了した後に被保険者が行った行為に起因する損害賠償請求 ⑥被保険者の支払不能または破産に起因する損害賠償請求 ⑦被保険者の使用人が被保険者のためにその事務を処理するにあたり、または自己の職務上の地位を利用して行った窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償請求 ⑧特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害に起因する損害賠償請求 ⑨業務の結果を保証することにより加重された損害賠償請求 ⑩事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた口頭または文書もしくは図画等による表示に起因する損害賠償請求 ⑪広告・宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する損害賠償請求</p> <p>など</p>

## ご加入に際して、特にご注意ください

- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 告知義務(ご契約締結時における注意事項)
  - (1)保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。  
<告知事項>  

■ 加入申込書兼依頼書および付属書類の記載事項すべて
  - (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。  
(注)医師賠償責任保険、産業界・学校医等嘱託医活動賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入申込書兼依頼書等の以下の項目をいいます。  

■ 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。) など
- 通知義務(ご契約締結後における注意事項)
  - (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。  

■ 加入申込書兼依頼書等の記載事項の変更 (ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

  
(※)加入申込書兼依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)
  - (2)以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。  

■ ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合
  - (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
  - (4)重大事由による解除等  
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 勤務医師賠償責任保険では、被保険者の使用者その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時に約束した保険金・解約返戻金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返戻金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 個人情報の取扱いについて
  - 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
  - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 産業界・学校医等嘱託医活動賠償責任保険について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。
- 勤務医師賠償責任保険については、海外において損害賠償請求が提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 既加入者については、前年度契約と同条件で継続加入を行う場合は加入申込書兼依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入申込書兼依頼書の提出が必要となります。
- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。
- 勤務医師賠償責任保険の場合、損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)  
(※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 2010年4月1日以降発生した事故から、次の1.から4.までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。
  1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
  2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
  3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
  4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。\* 保険法により3.の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

## 【勤務医師賠償責任の場合】

ただちに『富山県医師会医事紛争対策委員会 (076-429-4466)』までお知らせください。  
 所定の用紙にて事故報告を行っていただき、富山県医師会を通じて損保ジャパンに事故通知がなされます。  
 (本パンフレット2ページもあわせてご参照ください。)

## 【各保険共通】

- 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
  - 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - 上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - 損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。  
 ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.~6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。  
 (※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。  
 ただし、以下の場合、30日超の日数を要することがあります。
  - 公的機関による捜査や調査結果の照会
  - 専門機関による鑑定結果の照会
  - 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - 日本国外での調査
  - 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 など
3	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
5	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。  
 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

## 問い合わせ先(保険会社等の連絡・相談・苦情窓口)

事故受付	<b>【医療行為を直接の原因とする事故の場合】</b> 事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)には、ただちに富山県医師会までお知らせください。 富山県医師会医事紛争対策委員会 <b>076-429-4466</b> 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
	<b>【医療行為を直接の原因としない事故の場合】</b> 事故が発生した場合は、ただちに取扱代理店、損保ジャパンまたは下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 事故サポートセンター <b>0120-727-110</b> 受付時間：24時間 365日 受付時間：平日 午後5時～翌日午前9時 土日祝日 24時間(12月31日～1月3日を含みます。) ※ 上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
指定紛争 解決機関	損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と 手続実施基本契約を締結しています。 損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <窓口> 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】 <b>0570-022808</b> <通話料有料> 受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)
取扱代理店	富山県医師協同組合 富山市黒崎33 <b>076-429-7185</b> 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで
引受 保険会社	損害保険ジャパン株式会社 富山支店法人支社 富山市本町3-21 <b>076-444-5005</b> 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。